

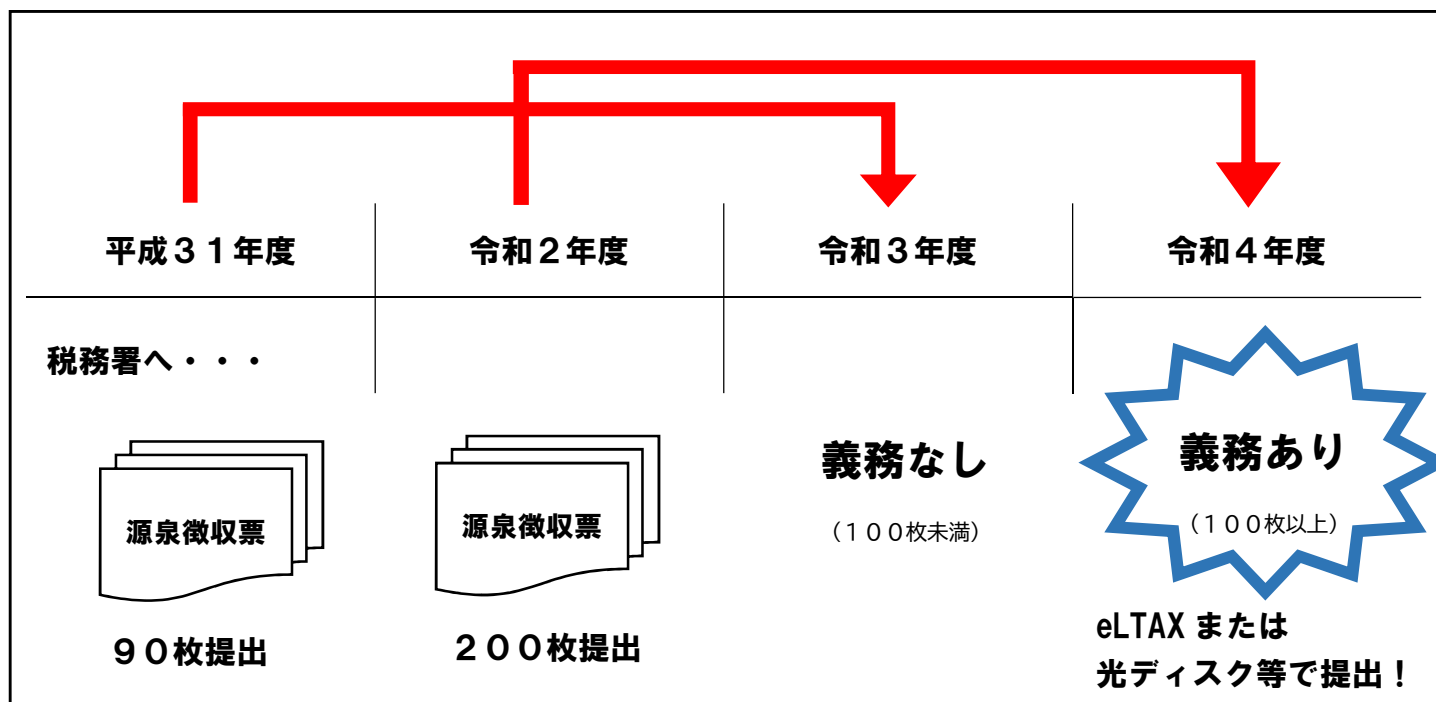
# 給与支払報告書の提出は eLTAXで！

平成29年1月から、給与支払報告書及び源泉徴収票の入力様式を統一し、eLTAXで一元的に送信することが可能となりました。

給与支払報告書の印刷、押印、封入作業等の事務負担が軽減されますので、積極的な利用にご協力ください。

## eLTAX等による提出義務について

平成30年度税制改正により、令和3年1月1日以後提出分からeLTAXまたは光ディスク等による提出義務の対象となるかの判定基準が「前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票が1,000枚以上」から「前々年に提出すべき源泉徴収票が100枚以上」に拡大されました。



## 利用開始手続き等について

eLTAXを利用する場合は所定の手続きが必要です。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

- ◆ eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
- ◆ 問い合わせ先
  - ・ ヘルプデスク 0570-081459（繋がらない場合：03-5521-0019）
  - ・ 受付時間 9時～17時（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）